

平成20年度第2回滋賀県環境こだわり農業審議会議事概要

- (日時) 平成21年2月4日(水)
- (場所) 滋賀県庁別館 職員会館大ホール
- (出席者) 朝倉委員、伊部委員、大川委員、岸辺委員、久保委員、酒井委員、杉村委員、須戸委員、高島委員、辻委員、成田委員、橋本委員、廣部委員、増田委員、森委員 (計15名)
- (報告) (1)環境こだわり農産物栽培面積について
(2)環境こだわり農産物を使用した加工食品について
(3)営農技術指針の改訂について
(4)残留農薬検査の実施結果について
- (議事) 有機農業の推進について

報告

【増田会長】 増田でございます。本日は大変お忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。十分にご審議をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

それでは、早速議事に入っていきたいと思います。

最初に、報告事項が4点ございますので、順番に進めていきたいと思います。

1番目の(1)の報告事項ですが、環境こだわり農産物栽培面積についてということで報告していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【事務局】 (1)環境こだわり農産物栽培面積について、資料に基づき説明

【増田会長】 ありがとうございます。前回の審議会で質問が出ておまして、県の単独事業から国の事業に移行するに当たって、移行の状況についてどうだというような質問がございましたので、その点も含めてこの報告中に入っているとご理解をいただきたいと思います。この点、何か補足いただけますか。

【事務局】 引き続き(1)環境こだわり農産物栽培面積について、資料に基づき説明

【増田会長】 どうもありがとうございます。今の項目につきまして、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

【廣部委員】 県単の事業は本年度で終わりということで、新たな何かはないのかということがご質問の1つ目で、もう1つは、共同活動の事務手続がものすごく複雑で、今年は去年よりましになっているのですが、やめるというところが出てきているという話も地域ではあると聞いてはいるのですが、そうすると他町に入り耕作に行っている者は、その町が取り組まないのに他町の者が、ということにもなりかねないので、その辺をどの程度把握されているのかということです。

【増田会長】 前段のご質問、新しい対策があるかないかということでしたね。それが1点と、もう1つは事務手続の問題が煩雑であるということ。

【廣部委員】 新たに今年加入が可能だと今あったんですけど、取り組んでおられるところがやめるという話もありますか。

【増田会長】 主な理由は手続の問題ということですか。

【廣部委員】 そうです。

【増田会長】 ありがとうございます。この点、いかがでしょうか。

【事務局】 まず1点目でございますが、県の経過措置については今年度で終了させていただくということで、来年度以降は国制度で環境こだわり農業を進めていきたいということ、それとあわせて認証制度も引き続いて行っていくしますので、そちらのほうで環境こだわり農業を進めていきたいと考えております。

それと、共同活動の手続が非常に難しいということですが、昨年から今年にかけて、数集落やめられたとお聞きしておりますが、今おっしゃったような理由で新たにやめられるというお話は、聞いてはいない状況でございます。ただ、事務の簡略化ということで、共同活動のほうも国は簡略化を示してきておりますし、より簡略化になるように国にも働きかけているところですので、今までから思えば改善してきたのかなとは考えております。

【増田会長】 そのほかいかがでしょうか。どうぞ、酒井委員さん。

【酒井委員】 この環境こだわりについて、国対策へ移行できない理由を3つ挙げられている。本県は、琵琶湖も抱えて、環境こだわりということで早くからこの環境農業を推進してもらっている。例えば農振農用地でないところは認めない、やはりこういう条件がつくものだから、本来は、食の安全すべてを考えるのなら国も認めなければいけないはずなんだけれども、こういうことで分離されて、そして手続がいろいろと非常に難しい。そういうことでやめたいなという人もあるんですけど、それにもかかわらず、県の職員さんも

J Aも真剣に取り組んで、全国で有名なほど進んでいるのは現在の実態です。それをひとつ理解しておいてもらわないと。委員の皆さんにもぜひ頼みたいなどこのように思います。

【増田会長】 どうもありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。特にございませんか。それでは、2番目の報告事項に進みたいと思います。

それでは、環境こだわり農産物を使用した加工食品についてということで、報告をお願いしたいと思います。

【事務局】 (2)環境こだわり農産物を使用した加工食品について、資料に基づき説明

【増田会長】 どうもありがとうございました。それでは、加工食品へのマーク表示の問題、前回審議会で、県外業者についても申請を認めるということでご決定いただきましたところ、ここに挙げていただいているように3事業者4品目について早速申請があって、これが受け付けられたということになっております。ご質問等、ご意見ございましたら、お出してください。よろしく申し上げます。

どうぞ。

【成田委員】 済みません。初回生産時に製造現場の調査を行うとございます。これは、こちらの生産者、業者の方がつくり続けている限り何カ月に一回とか、年に1回必ずしなきゃいけないとかそういうことではなくて、初回時のみですか。

【増田会長】 よろしく申し上げます。

【事務局】 必要に応じてということになると思いますが、基本的には1回は行かせていただくというようなことで考えておきまして、何カ月に1回とか、そういったところまではまだ今は考えておりません。ただ、最終的に実績の報告もいただきますので、書類と突き合わせてきちっと確認できると思います。まずはやはり生産現場を見せていただいて、そのとおりにされているかということを確認をさせていただこうと思っております。

【増田会長】 そのほかいかがでしょうか。どうぞ。

【伊部委員】 前回の会議にちょっと家の都合で参加できませんでしたので、また皆さんご存じのことかもしれないんですけども、このマークを加工食品につけるということで、やはり企業側はどういう意図を持って申請してくださっているのかなというのがちょっと気になったのと、それから、環境こだわり農産物をいろんなたくさんの人に知ってもらうためにつけてくださいという県の側からのそういう依頼があって、それに賛同したというものなのか、それとも企業側としては、自分たちがマークをつけることによって何かメリットみたいに感じている、魅力に感じていることがあってつけてくれているのかとい

うのが1点と、それから、そういうマークをつける、印刷するのも経費がかかるだろうと思うんですけど、その辺のシールをつくる費用ですとか、そういうのは全部企業側が負担しているのかなということをお聞きしたいです。

【増田会長】 ありがとうございます。1点目は、加工食品に環境こだわり認証のマークをつけることのねらいや目的は何かということだというふうに受けとめてよろしいですか。

【伊部委員】 はい。

【増田会長】 目的やねらいは何かと、特にそのあたりですね。

2点目は、シール等の費用負担はどうなっているのかということですね。ちょっとこの点、お答えをいただくとありがたいです。

【事務局】 まず、どういう意図でということですが、ここに現在申請していただいた方というのは、本県以外でも販売をされているのですが、まずはぜひ滋賀県の中で食べていただきたいという思いを持っておられます。その中で、冷凍の焼きおにぎりというのは県内でもかなり販売されています。一方で豆腐をつくっておられるこの事業者は、何とか滋賀県の方に食べてほしいという思いを持っておられるんですけど、流通の関係もありまして、まだなかなかそこまでは至っていないのが現状ではございます。皆さん方、安心・安全なものを食べていただきたいというこだわり、それを持ってされているところというのが実情かと思えます。

それと、マークの印刷に関しましては、これは事業者にご負担いただいているという状況でございます。

【増田会長】 ありがとうございます。当初は農産物だけにしかマークは添付できなかったんですけども、それを改正しまして加工食品にもマークを添付できるようにしましたけれども、県内事業者に限定されておりました。前回の審議会でこれを拡大して、県外の事業者にもマークを添付することを認めるというふうに制度改正をさせていただいたと、こんな流れでできているんです。ですから、基本的には、農産物の加工品についても、滋賀県の環境こだわり農産物を使用したものであるということによって表示ができるような仕組みにしようということで、表示を可能にしてきたという経過があります。この点で、どうでしょう、流通の現場という意味では、岸辺委員さん、何かコメントはございますか。あればお願いしたいと思います。

【岸辺委員】 この中では冷凍おにぎりにかかわっているんですけど、これは、滋賀

県から環境こだわりの認知拡大を含めて何とか販売を露出したいなと、県内の企業としてやりたいなという形で行っていたんですけど、滋賀県では本社所在地で大きい工場を持っているメーカーがないんですね。この場合は、ニチレイフーズさんをお願いしていたんですけど、滋賀県へ持ち込んで、今は当社の店頭で一生懸命販売している。売価も含めて普通の米よりは売りにくい面は多少あるんですけど、それでも何とか露出して売りこなしていこうという形で、今ちょっと頑張っているんです。工場はあるんだけど本社が滋賀県じゃないから、そこでつくるのは認定ができないというのが以前の規定でしたので、そういう意味では、いろんな加工品の工場で認定されればいろんなものをつくり込んでいけるということでは、この認定はよかったんじゃないかなというふうには思っています。

【増田会長】 どうもありがとうございます。ほかにこの件でご質問等ございませんでしょうか。

よろしければ、次に進ませていただきたいと思います。3番目の営農技術指針の改訂についてということで、事務局からご説明いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

【事務局】 (3) 営農技術指針の改訂について、資料に基づき説明

【増田会長】 どうもありがとうございます。

環境こだわり農業営農技術指針を、これから改訂するというので、最初の発行予定、22年2月ということ。作業を始めますという報告であるというふうに理解してよろしいですね。

【事務局】 そのとおりです。

【増田会長】 ご質問ございませんでしょうか。これからの作業でありますので、要望等は十分聞いていただけたらと思いますので、あれば、ぜひお願いしたい。森委員さん、いかがですか。よろしいですか。

【森委員】 はい。ここでは大丈夫です。

【増田会長】 では、朝倉委員さん。

【朝倉委員】 品目の追加の中で、飼料用の品目とかが上がっているわけですけども、これはある程度畜産への利用を目的としたものを念頭においているのか、とりあえずといったら変ですけど、試験研究の蓄積があるので追加していくというそういうレベルのものなのか、今後、今は環境こだわりの中では畜産がないわけですけども、それへの拡大を少し意図しているものなのか、ちょっとその辺のご見解があればお願いします。

【増田会長】 ありがとうございます。

【事務局】 飼料作物につきましては、今年度までありました県の直接支払制度では、助成等を行っていないという状態でした。ただ、栽培基準のほうにつきましては、栽培基準として飼料作物についても基準を定めてあり、5割減なりをした場合は、環境こだわり農産物であるということやうたって構わないというふうにしております。国の対策におきまして、飼料作物についても、その他の作物ということで助成していくこととなっておりますので、飼料作物においても、例えば地域で国の対策を活用されて、環境負荷が低減できるようなつくり方をしていただくということであれば、県としても、技術的な指針も含めて支援していきたいと思っております。

【増田会長】 ありがとうございます。朝倉委員さん、よろしいですか。補足質問はいいですか。

それでは、特になければ次に進ませていただきます。

4番目の残留農薬検査の実施結果についてということで、ご報告をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

【事務局】 (4) 残留農薬検査の実施結果について、資料に基づき説明

【増田会長】 ありがとうございます。この件につきまして、ご質問ございませんでしょうか。どうぞ、高島委員さん。

【高島委員】 検査検体が30検体ということですがけれども、目標というのは大体年間何検体というふうに考えていらっしゃるのでしょうか。多分月一、二検体という形になってくると思うんですけど、この数字をもって全体がこれに見合うものであるという判断ができるのかどうかを教えてください。

【増田会長】 ありがとうございます。この件、いかがですか。

【事務局】 悉皆なりですべてを調査するというのができれば一番いいんですけど、なかなかそういうのは實際上、予算的なこともありますので難しいという中で、過去からこの農薬分析は行っておりますが、できるだけ前年度と違う方を対象にして、何年間か分析を積み重ねていく。取り組んでいらっしゃる多くの生産者の方々を一巡して残留農薬の分析を行うという形で、サンプリングは調整しております。サンプルを受けた検体につきましては、現状としまして、30検体というのが県でできるところの限界であるということでございます。

【増田会長】 30検体が多いか少ないかということでは統計的にどうだということはあるかと思うんですが、サンプリングの仕方として、どの段階から今サンプルをとって

いらっしゃるんですか。農家の段階なのか流通の段階なのか、そのあたり、ちょっとご説明いただけますか。

【事務局】 各振興局に環境こだわり農業の担当者がいるんですけども、各担当者が生産者を訪ねてサンプリングを行います。そのときには、例えば農協の方が立ち会うであるとか生産者の方が立ち会うであるとか、そういったような形でサンプリングを行っております。それぞれのどの農家さん（生産者の方）を選んでいただくかということについては、その各振興局の担当者に、できるだけ重複しないようお願いしているところです。

【増田会長】 ありがとうございます。高島委員さん、いかがですか。

【高島委員】 前にたしか会議の中で、振興局のこだわり担当者が各農家の立ち会いのもとで行う場合、事前にそのお知らせをしてという話があったと思うんですね。ですので、私は、ほんとうに検体の意味を持たせるのであれば、流通段階の商品からピックアップして調べるべきであると思いますし、農家を疑うわけではないですけども、よりちゃんとした公平な、公正な検査ができると思うので、そっちのほうに変えることはできないでしょうか。

それと、検体数も、県ができる限界というのは、どこかに委託してやっておられるのではないんですか。

【増田会長】 この点、いかがですか。サンプリングの段階をどうするかという問題は、議論はあり得ると思いますし、それからサンプル数の制限の問題はちょっと私も事情を把握しておりませんが、そのあたり、補足で説明いただけますか。

【事務局】 これは生産者の段階で行っておるんですけども、流通段階におきましては、食品衛生法上の検査というのをそちらは保健所を中心に行っております。環境こだわり農産物残留農薬検査に関しましては、環境こだわり農産物の認証制度を科学的に担保するといった意味合いにもなりますし、環境こだわり農産物を適正につくっていただくという指導の意味合いもありますので、生産者の方々からサンプリングをさせていただいているというところです。

それから、分析に関しましては、分析業者に委託しております。

委託の単価なんですけれども、委託のほうは業者に、入札をかせまして、その中で、例えば玄米ですと、今年度につきましては1点当たり4万5,150円、果実、野菜につきましては6万9,300円といったような形で、単価を入札でとらせていただいております。その中で、予算の範囲内でさせていただいております。

【増田会長】 補足説明をお願いします。

【事務局】 サンプル調整の件でございますが、サンプルを選ぶのはもちろん事前に取りにいきますよと言っているのですが、それはあくまで生産された後に取りに行くということです。生産される前に言っておきますと当然操作される可能性がありますので、そういうことは避けております。したがって、そこで不正が起こるといのは考えにくいと思っておりますし、ある意味、生産された方に、抜き打ち、これを抜き打ちと言っていいのかどうか分かりませんが、調査がありますよということで、よい意味でプレッシャーを与えるために、私どもが直接生産者のもとへ行きます。先ほども言いました衛生サイドのほうで百何十点か、流通段階の調査もされています中に、こだわり農産物も入れていただいていますので、そういう面ではダブルで調査していただけるものと考えております。また、当然悉皆で全部調査できると一番いいのですが、物理的に困難でありますので、別途生産工程を管理するという方向で、今全国でGAPという、ギャップと呼んでいるんですが、生産工程を適正に管理していこうという運動が広まりつつあります。そういう運動の中で、農薬を適正に使用していただくというようなことを合わせてやる中で、安全・安心のものを担保していければと考えているところです。

【増田会長】 先ほど大川委員さん、挙手されましたので、ちょっとお願いいたします。

【大川委員】 この4番の(2)の出た農家、この指導は当然しておられますね。こういう結果が出ましたということで。問題はない数値ですので、そのままほったらかしですか。ちょっとそこだけ。

【事務局】 結果が、最終的に値が確定しました後は、そのサンプルをいただいた農家に対しては、振興局の担当者を通じまして結果をお返ししております。

【増田会長】 ありがとうございます。須戸委員さんが農薬の専門家でもありますので、補足でコメントがございましたら、お願いしたいと思います。

【須戸委員】 このことに関しては、分析結果もそうですけれども、基本的には農薬の使用を、例えば収穫21日前までにまきなさいということを守っていれば、基本的には残留基準値以下になるということは、これは国が保障しているといったら変な言い方ですけども、法律的に保障されているようなものだと思います。ですから、この下限値以下で出たということはあるんですけども、それと同時に散布履歴はもちろん確認されていると思いますので、収穫前の基準のときにちゃんと散布しているかということも当然チェックをされていると思いますから、それを例えば超えて、もっと近い時期に散布しているよう

であれば、たとえ下限値以下であっても少し指導をしていただくことがいいかなというふうに思います。

それと、ちょっと別のことで質問してよろしいですか。

【増田会長】 どうぞ。

【須戸委員】 環境こだわりの目的というのが食の安心・安全ということと、あと環境負荷の低減ということがあるんですけども、環境こだわりでちょっと水稻に限ってお話をさせていただくと、水稻で言えば、除草剤を一番よくフィールドにまくわけですけども、殺虫剤、殺菌剤などもそうですけれども、環境こだわりでされている水田なんかですと、私が実際調査しているようなところでも、JAさんが農家の方に薬を販売されるときに、環境こだわりでつくる田んぼはこの中から選んでくださいということで、大体3種類の中から選んでくださいということはされていると思います。これはやはり管理がちゃんとできるということで、非常にいいことかと思えますけれども、ただ、その3剤というのが粒なのかジャンボ剤なのかフロア剤なのか、結局中身は同じなんです。ですから、大体30%近くまでこだわりの面積が増えてきて、さらに拡大していくと、極端な話、今まではいろんな薬を散布されていたんですけども、みんな同じ薬をまくということが実は心配というか懸念がありまして、1つはそれで抵抗性のものが出る可能性がなきにしもあらずということと、仮にそれが川へよく出るようなものが含まれていると、かえって琵琶湖に負荷が増えるんじゃないかということも少し懸念しております。ですから、環境こだわりの中でどういう薬を使ったかというのはきちっと把握されていると思いますので、それが具体的にどういう種類の薬剤、製剤ではなくて中身の成分ですね。どういう成分が使われているのか。それがもし1つとか2つにかなり集中するようであれば、少し分散するような、購入段階で幾つかの選択肢を持てるような形で何か提言をできるような形にしていくのは必要じゃないかと思うんですけども、実態として、今幾つかの薬剤に収れんされているというようなことをもしデータとして持っておられれば、お伺いしたいということです。

【増田会長】 ありがとうございます。後段のご質問は、環境こだわりが普及することで特定の農薬成分に収れんするような傾向が起こって、かえって負荷が大きくなる危険はないかと、こういう質問なんですけれど、何かデータがあるとか、あるいは問題意識を持っておられるとかということがございましたら、ご説明をいただくとありがたいです。橋本委員さん、関連ですね。お願いします。

【橋本委員】 市場の流通段階でも、以前は県の出張所が市場の中であって、残留農薬分析、定期的に無作為でやっていただいていたんですけど、8年ぐらい前から、一応こちらから商品を生産するから調べてほしいということの中で、ちょっと数字は忘れたんですが、輸入農産物、果樹、それから県内産あるいは県外産含めて大体五、六十検体ぐらい、年間検査しています。環境こだわり農産物については、過去、大体四、五十検体はやっていきますので、市場に流通しているものについてはほとんど過去に検査を全部やってきています。今度大津市が中核都市になるので、今度県のほうから大津市にやっていただくことになっているんですけど、市場に入ってきているやつを無作為にやっていると。事前に生産者にいっさい知らせることなく、来たものの中から無作為にやっています。厳正にやっています。ただ、過去1回も出たことはないです。データとしては一応私の後ろにあるファイルに全部残していますし、今まで生産者の人にももう1回戻してあげたりすることもしていましたし、そういうことは年間大体五、六十検体ぐらい過去にやっています。

【増田会長】 ありがとうございます。卸売市場段階でのサンプリング検査の状況をご紹介いただいたということでもあります。今の質問でお答えできるところがございましたら、お願いしたいと思います。

【事務局】 須戸委員おっしゃっていただきましたように、農薬を統一することによってきっちり管理ができて適正な指導ができるというようなことで、農協単位である程度まとめていただいて剤を決めるという地域がかなり多くなってきております。そういう部分ではかなりメリットがございますけれども、一方で委員おっしゃっていただいたように、集中することによって、かえって琵琶湖なり周辺環境への影響が起こるんじゃないかというようなことも懸念されるということでございますけれども、万が一そういう知見といたしまししょうか、可能性があった場合につきましては、県の農薬のよりどころでございます防除基準というのがございます。そこで例えば地区を区切るなり、方法を指導するなりということに対応していくことになろうかと思うんですけども。この剤がどの地域でどれだけ使われているというのは、県として生産計画で把握はしております。

【増田会長】 ありがとうございます。その中で特に大きな特徴が出ているというようなこともないわけですね。集中傾向があるというわけでもない。

【事務局】 今現在、環境負荷が増えるような使われ方がされているという理解はしておらないんですが、また委員のほうからアドバイスを頂戴できれば、防除基準の中で検討していくことになろうかと思えます。

【増田会長】 ありがとうございます。よろしいですか。

それでは、そのほかいかがですか。このことにつきまして。どうぞ、高島さん。

【高島委員】 よくわかりました。ただ、提案というか検討してもらいたいですけれど、例えば今びわ湖青果さんでもお調べになっているという、独自で。生協のほうでも、やっぱり環境こだわり農産物は調べているんですね。独自の検査機関を持っていますし、そういうデータ、民間のデータを集めてどこに記載するのかわかりませんが、何か発表されるときには、一緒にされたほうがいいのではないかというように思いますので、いろんな連携があると思いますので、そういう中でそういうことも検討していただければいいかなと思います。

【増田会長】 ありがとうございます。具体的な提案をいただいたわけですが、この点についていかがですか。事務局のほうとしては。

【事務局】 ありがとうございます。県としましても、そういった情報というのはあわせて検討させていただければ、生産者の方々にとりましても、農産物そのものの信頼性についても高まっていくと思いますので、そういったことにつきましては、ぜひとも検討させていただきたいと思っております。

【増田会長】 ありがとうございます。久保委員さん。

【久保委員】 今、分析のことをお聞きしていたんですけれども、私も素人なので、今、全部外注で委託されているというのをお聞きしたんですけれども、県にも試験機関が何か所があるので、県独自でも分析できるようにそろえるという方向でもちょっと考えるのはどうかなと。そのほうが20検体、30検体と言わず、また季節を問わず、そうするとやっぱり私たちの安全・安心というのも高まりますし、最初の投資は大変かと思うんですけれども、素人考えでルーチン的なものとかを考えるとどうかなと、あまりかかるものではないかなと思ったりもして、ちょっと意見を出させていただきます。

【増田会長】 ありがとうございます。独自検査の体制をもう少し考えたらどうかというご意見だと思いますが、いかがでしょうか。どうぞ。

【事務局】 確かに農業技術振興センターの中に農薬残留分析をする部署がございます。ただ、限られた予算で限られたスタッフの中で、ルーチンの中で仕事をやっている中に、また新たに環境こだわり農産物の分析をするというと、人の手当てから考えて、予算もつけてということになりますので、そこまでするほうがよいのか、それとも業者をお願いしてやるほうがいいのかとてんびんにかけての場合に、私どもの判断としては、外注に出した

ほうが随分安いという判断ですので、おっしゃる内容はよくわかるんですが、今の体制で県の中でやるというのは難しいのが現状でございますので、できれば外注のほうで対応したいと、これからも考えているところでございます。

【増田会長】 ありがとうございます。時間も大分進んでおりますので、特になければ議事に移りたいと思いますが、よろしいですか。

それでは、4番目の議事のほうに進みまして、(1)の有機農業の推進についてということでご提案がございますので、事務局のほうから説明していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

議 事 有機農業の推進について

【事務局】 資料に基づき説明

【増田会長】 ご説明、ありがとうございました。

ちょっとかなりややこしい部分があるので、僕自身も今の説明でフォローできなかったもので、ちょっと説明をお願いしたいなと思ったのは、16、17ページで、県別の有機認定事業者数が改正JAS法に基づくものと改正前JAS法に基づくものと2つ表を出していただいていますね。改正の中身を説明して、この表の違いをちょっと補足説明していただけないか。どこが基本的に変わったので、こういうことになっているのかということ。細かい内容は結構です。

【事務局】 私のほうもすべて熟知しているわけではないのですが、有機の格付をする登録認定機関というのがありまして、その登録認定機関の登録の方法について、一部やり方を変更されたというふうにお聞きしております。ですので、農家数や生産工程管理者にかかわる問題ではないのですが、格付をする機関の登録の仕方を簡素化されたといいたいでしょうか、いろんなパターンがあったのを農水省として一本化されております。

【増田会長】 この改正前JAS法に基づく認定の事業者は、登録がえをしなきゃいけない、再登録をしなきゃいけないということになるわけですね。

【事務局】 そうでございます。旧の法律に基づいて登録されていた方は、経過措置の間に新たな法律に基づいて再度登録をするということで行われているということでございます。

【増田会長】 わかりました。そういう意味でこの2つの表に分かれて表記されているということのようであります。

【橋本委員】 こっち側（ 16 ページ）の 24 人と 17 ページの二十何人は、合わせて五十何人じゃなくして、重複しているのですか。

【事務局】 おっしゃるとおりでございます。

【橋本委員】 それと、小分け業者は、はっきり言って生産者と違うからね。小分け業者は、要は認定の J A S 法に基づいた商品を小分けする認可をもらっているのであって、これは生産者と違うから、これは引いていかないといけませんね。現実的なところでは二十三、四人ということですね。

【事務局】 この 16 ページ、17 ページの右端は農家戸数として整理されておりますので、ここに小分け業者が入っているということではないのですが、委員がおっしゃったように、重複している部分が相当あるということは間違いないと思います。

【増田会長】 ごめんなさい。ちょっと再確認ですが、左側の 16 ページの参考農家戸数 34 戸と、それから右の 17 ページの参考農家戸数 52 戸の間に重複がある。

【事務局】 そうでございます。

【増田会長】 したがって、最大で 86 という、そういう意味ですか。

【事務局】 そういうことでございます。

【増田会長】 重複がどれだけあるかはわからないんですね。

【事務局】 最大で 86 戸で、おそらく 34 戸に近い数字であろうというふうに認識をしています。

【増田会長】 要するに、ほとんどは既に登録替え済みであって、残っているのは、登録を継続しないであろうと思われる農家が残っているのではないかと、こういう判断ですね。どうぞ。

【杉村委員】 そうすると、18 ページに農家戸数、団体、合計 84 という数字があるんですけども、その絡みとはどうなるんですか。

【事務局】 申しましたように、18 ページで言う農家数、団体数につきましては、無農薬、無化学肥料で遺伝子組み換えを使わない農業をされている方を普及センターで調べましたから、先ほどから議論させてもらっています J A S 有機農産物と表示せずに出荷されている農家も 18 ページには含んでおります。

【増田会長】 よろしいですか。84 というのが広い意味の有機農業に取り組んでいらっしゃる農家・団体の数で、おそらく 34 という数字が、有機農産物の認証を取って、登録認定機関によって認定を受けて、マークの表示を行っている農家、事業者さんが 34 ほ

どあると。このずれがありますよというお話だと思いますね。滋賀県は決して多いほうではないということだと思います。県別に見ますとですね。

今日ご審議いただくとすれば、どの辺を中心にご審議いただいたらよろしいでしょうか。先ほどのご説明の中では、県の計画を、21年度中に策定したいということで、計画づくりを行うので審議会に意見を求めたいと、こういう趣旨だと思いますので、この段階でどの程度のことを審議会の委員さんに求めればよろしいのか、ちょっと補足的にご説明があると大変意見が出しやすいんですけども、いかがでしょうか。

【事務局】 先ほど申しましたように、ワーキンググループで庁内でも議論をしているんですけども、その中で、有機農業というのはもともと農薬や化学肥料の否定から始まっているという議論と、それから農薬や化学肥料を少なくしていった環境こだわり農業の行きつく先が有機農業であるというような議論もあったりして、なかなかいろいろ捉え方もございますし、県としては、できれば環境こだわり農業の行きつく先が有機農業であるという方向で位置づけて進めていきたいというのは、先ほど部長のごあいさつにもあったと思うんですけど、という議論が1つございます。

それから技術的に、先ほど18ページの資料で申しましたように、有機農業者の数と面積をつかんだのは多分初めてだろうと思います。県として、なかなか今まで有機農業者の方とつき合い切れていなかったと申しましょうか、独自の技術で独自の道を歩んでこられたという面がございまして、県として、技術的な面でもかかわりでも、ほとんどつながりを持ってこなかったという面がございまして、そんなことで、担当としては、できれば県として有機農業をこだわりとの関係でどう捉えていくかご意見を賜ればと。それから、今後委員の皆さんとして、やっぱり有機農業を県としてどう進めていったらいいのかという思い、ご意見をいただければ、ありがたいと思っております。

【増田会長】 どうもありがとうございます。補足のご説明をいただきました。委員の皆さん、いかがでしょうか。辻委員さん。

【辻委員】 私も水稲、野菜、菊の栽培農家なんですけれども、先ほどから言われていますこだわりと有機農法では全然違うと思うんです。こだわりはまだ半分は農薬を使えるけれども、有機農法で自分ところの経営が成り立っていくのかと私はいつも思うんですけども、やはり有機農法となれば、手間も経費もかかるし、コストも大幅な増加になると思うんです。それが私はいいいことだと思うんですけども、有機農法に関する技術面、流通面、生産面、それがやっぱりなければいけないと思うんです。だから、県としてもそ

の技術面の指導をしていただけるのかと、私ら農家は一番心配なんです。私らのほうでも、まだそこまで有機農法という手段は扱われていないんですけども、やはりその指導をしていただけるのかというのが一番の心配です。そして、有機農法をしたところで、例えばさっきもありましたように、価格、流通面、例えば販売、それが私はやっぱり心配で、はたして有機農業は広がるのかなというのが私の本音です。やはり流通がないことには売れませんし、有機農法となればほんとうに大変です。それをいざ流通面で扱っていただけるのか、それがやはり心配になってきます。

【増田会長】 ありがとうございます。ちょっとご回答を後にしていただいて、自由というか何人かにご意見をいただきます。大川委員、お願いします。

【大川委員】 まず、思いですけれども、有機農法、確かにいいもので、できればいいなというふうには思うんですけども、今、辻さんがおっしゃったようなこともございまして、実際問題として難しい部分は相当あるなというふうに思います。ただ、今、滋賀県はこだわりを進めていて、まだ満足に普及もしていない。できれば全県に進めたいというような進め方の中で、また有機農法の法律ができて、どうのこうの、100%取り組めとか、ちょっとこれは、先ほど事務局の方もおっしゃったとおり、滋賀県は、こだわりの行く先が有機農法であつたらいいのかなというふうに思うんですけども。ただ、一番考えておかなければならないのは、消費者が惑わされないようにすること。JASとのかかわりが一番難しくなります。さっきのアンケートの中でも、有機農法とわかって回答しておられるのか、今のJAS法で言われる有機農法を言っておられるのかわからないと思いますけども、ただややこしくするばかりで、果たして生産者がそこについていけるのか。消費者はやっぱり安くてよければ一番いいんですけども、その兼ね合いがほんとうにできるのかなと。僕は、多分一部のファンはおられますので、そういう方は高くても買われると思うので、ある程度住み分けをしていかないといけないというふうに思うんですけども、ただ、相当今の有機農法の部分は慎重に進めていかないと、今やっておられる方は、自分なりの有機農法で自分なりの消費者を探して、流通に乗せてやっておられる部分でありますので、そういった部分を今の県全体の中で、どう取り込んでどのような流通形態にしていくのかなという部分で、平和堂の部長さんもおられますけれども、多分売る心配はないと思います。結構売れると思いますけれども、ただ、価格との兼ね合いで、量の問題があります。前からいろいろと有機の問題は出ているんですけども、この有機のJAS法で言われる部分と今度の有機農法の部分との区別がほんとうに消費者にできるのか

なという部分がありますし、ごまかしではいけませんので、管理面などでいろいろと課題が出てくると思います。ちょっとこれは慎重に進めておいたほうがいいようには私は思います。

逆に今、県は環境こだわりがあるんだし、農法のこの辺の兼ね合いをどう考えておられるのかなというふうに思いますし、その辺もできたら逆に聞かせてほしい部分もございません。

以上です。

【増田会長】 ありがとうございます。森委員さん。

【森委員】 私もこの有機農業の推進に関する法律とこのJAS有機との区別というのが大変難しい。私も農家なんですけれども、農薬を使っていない栽培で何年もしていますけれども、JAS有機は乗っていないんですけれども、県に認証していただけるというのは、栽培履歴をつくる面で非常にありがたいのかなという思いもあるんですが、有機農業推進の法律に乗って栽培したものが有機と名乗れないということなんですけども、有機農業の推進に関する法律でつくったお米というふうな、消費者にとってはややこしい話なんですけど、という表示もできないということなんでしょうか。

それからもう1点が、15ページの枠の中で1番の禁止された農薬、化学肥料を栽培期間中に使用しないということは、栽培期間中以外であれば、例えば収穫後に何かまいてもいいのかなみたいな、そういうふうな解釈もできるような気もしますし、何かいまいちあやふやなところが見え隠れするような気がするんです。

以上です。

【増田会長】 ありがとうございます。橋本委員さん、先ほど手を挙げていただいたんですが。

【橋本委員】 やっぱり僕は思うんですけれど、今、消費者の皆さんはじめ、有機JASと、もともと有機JASの内容そのものをみんな知らないのですね。というのは、昔ははっきり言って有機肥料を使っていたら、すべて箱のところに有機、有機と書いてあったものだから、結局その延長から有機JASに入っているんです。だから、有機JASの認知度がはっきり言って全然ないんです。結局言われるように、ほんとうに何年間農薬を使わず、化学肥料も使わずやってきているわけです。だけど、それに対する認知度がまずないのにもかかわらず、また有機農業という名前を挙げてきてやったら、もともと認知がなされていないのに余計混乱するばかり。今表示の中で、表示があり過ぎ。今回でもそうですが、

環境こだわりもつくり、いろんなのがいっぱい出てしまっているから、消費者は何もわからない。

それと、1つに、先ほど言われたように、有機農産物をJASでつくろうと思ったらほんとうに大変なんです。日本みたいに高温多湿で、こんな状態でやっていこうと思ったら大変なんです。だから、今の有機JASは、全農産物の中でも3%未満しかいかない。はっきり言って、日本の土地の環境からいったらできないんです。今後やっぱり温暖化の中では余計難しくなってくるのが現実じゃないでしょうか。理想と現実にあまりにもギャップがあり過ぎるんです。

それと、日本の消費者を含めて、やっぱり有機農産物に対する認知度が低過ぎます。だから、本来ヨーロッパでありアメリカであったら、有機農産物についてははっきりプラスアルファ、それなりの代価を出して買われるんだけれど、日本の消費者というのは、はっきり言っていつでもどこでも何でも、なおかつ同じ値段でというのが日本の消費者なんです。消費者に安心・安全とそれ以外、どっちを買いますかとか食べますかとかこんなことを言ったら、全部そう。「安心なのがいい。買いますわ」とみんな言われる。だけど、実際店頭に並べたら、虫が付いている、とクレームが来たりする。やっぱりもう1回、この自給率の40%はいつもよく言うんですけれど、この意味をもっと消費者に知らせていかないといけないし、安心・安全の部分をもっと消費者に知らせていかないと、いろんな形ばかりつくってきたって長続きもしない。無農薬、減化学肥料と言って出てきた商品なんか、言ったら悪いけど売れないですよ、はっきり言って。さっき大川委員が言われたように、一部のファンがおられるんです。日本の富裕層で安心・安全に対する代価は幾らでも払う人はいっぱいおられるんです。おられるけど、それは一部です。大多数の消費者は違うんです。

だからもう1回、やっぱり僕は思うけど、滋賀県の段階でいったら、環境こだわり農産物をやっぱり推進して行って、まずそれを半分ぐらいにして行って、それからその到達点の中では有機農産物はいいと思うけど、今ばさっとこんなことをしたって、とてもじゃないけど野菜ですら200haは増えない。200、300から増えないんです。そこには原因があるから無理なんです。もう1回その辺を考えていかないと、はっきり言って絵にかいたもちです。なおかつ消費者を混乱させるだけ。

【増田会長】 ありがとうございます。辻委員さんも手を挙げられていたんですが、いかがでしょうか。

【辻委員】 今ここの有機農法の認定事業者数が書いてあるんですけども、滋賀県は34ですけども、北海道とか上から100を十分に超えている戸数がありますね。100超えている戸数。だが、滋賀県が34なんですけれども、この戸数は、一応ほかの県の品目もやはり知りたいし、データもどういうものが出ているか、私らは知りたいと思うんですけども、これを進めることによって知りたいと思っています。

そして、やはりこれを進めるに関しては、私は野菜は難しいと思うんです。根菜類から進めたらどうかと私は一応思うんですけども、うちのところでも、今年ほんとうにレンゲの後に無農薬で米をつくりました。やはりこれは難しいです。草はよく生えるし、お米は小さい。だからやっぱり難しいのではないかなと私は思います。重複しますけれども、何で環境こだわりなのに有機栽培なのかということがやっぱり私も知りたいです。お願いします。

【増田会長】 ありがとうございます。須戸委員、いかがですか。

【須戸委員】 この基本的な方針なんかを見ていて、多分滋賀県では、今の野菜とか辻さんのお話もありましたけれども、やっぱり水稲が中心になると思うんです。もしこれに取り組むとしても、この方針の中で一番抜けているのが、有機資材をどこから持ってくるかということが何も書かれていないと思うんです。滋賀県の場合ですとほとんどが水田なので、畜産から持ってくる、あるいは農村下水道の堆肥を持ってくると、そういったことで資材を調達して、環境こだわり農産物の基本理念の1つに地産地消というのがありましたけれども、それを実現していこうと思ったときには、有機資材をどこから持ってくるかという視点は必ず入れていただきたいなというふうに思います。

それが1点と、今までのお話だと、有機農法に取り組むのはなかなか大変だというお話なんですけれども、18ページの水稲で見れば、面積が120ヘクタールに対して取り組みが60団体ぐらいと。ですから、逆に言えば2町歩ぐらいだったらいけるのかなと。それ以上の大規模のところでは取り組むというのは、実際かなり困難のような気がします。ですから、有機農法で取り組むというときに、ターゲットをどこに置くかというのをはっきりさせるのは結構大事かなというふうに思います。大規模な農家も含めるのか、あるいは2町歩ぐらいで、今実際有機農法に取り組んでおられるところは、自分でインターネットなんかを通じて多分販路を確立されて、そこそこ高く売って、それで収益を上げているというようなところが実際だと思うんですけども、大規模ではなかなかそれだけの手間をかけるというのはかなりしんどいなという印象がありますから、大規模のところは環境こ

だわり農業で、さらに、なおかつ小規模でやって、手間をかけるところでいけそうなところは有機を目指してもらおうとか、何かそういう、明確な区別は要らないと思いますけれども、ある程度色分けをした上で策定していくのがいいんじゃないかなというふうに思います。

【増田会長】 ありがとうございます。どちらかという、生産者サイドの委員さんから、慎重にというようなニュアンスで今発言をいただいているんですけども、消費者サイドの委員さんはいかがでしょう。成田委員さん。

【成田委員】 これは全く私の夢なんですけど、私は、先ほど生産者の方たちには申しわけないなと思いつつながら、環境こだわり農業の方たちの現場に行きますと、「私たちは全く無農薬で土づくりまでしているのに、同じ環境こだわり農産物としてくられるのは嫌だ」という声をたびたび聞くことがあります。環境こだわりも現行の半分となっていますが、「私たちは無農薬なのでランクづけをしてほしい」というお声がよく耳に入ってまいります。

そういったときに、私、九州におりますときに、昭和50年代ぐらいから、宮崎県の綾町という、多分ご存じだと思うんですが、ここは完璧に有機のまちとして売り出しております。当時の町長さんで郷田さんという方がいらっしゃいまして、郷田町長のところにそのころ私たちも農業のお勉強に行っていたんですが、ここは全く地域内循環ということで、自然生態系農業ということを確認していらっしゃいます。昭和53年には自給肥料供給施設をつくっていらっしゃいまして、町内のふん尿を全部堆肥化して、液肥化して、それを農家の方たちに配ると。そして、生ごみは朝夕2回取りに回られて、それも完璧に肥料に回して、それを有機肥料のお野菜にしていくということを町長さんが始められて、ほんとうにそれが確立したといいますが、それを九州で私たちは綾方式と言いまして、鹿児島県でも、その綾方式を取り入れた地域が集落ごとにいっぱいいろんなところででき上がりました。

それで、売るところがまず問題ということで、綾町では手づくりほんものセンターという、その有機の方たちがしっかりつくったものを集めて売るセンターをつくられました。そして、鹿児島でもそうです、売る場所をきちっとつくったからには売らなきゃいけないということで、そういうほんものセンターというものをつくっていらっしゃいましたので、私は環境こだわり農業の行きつく先が有機農業になるといいなと、その綾方式の綾町みたいな感覚で、地域内循環できちっとした、ふん尿もすべて利用できる、今は水洗になって

おりますので、先ほど須戸先生がおっしゃいましたが、有機資材の調達はどうするのかと
いいますと、その地域の中で、各集落ごとで調達できるという、そういう環境こ
だわり農業の行きつく先は有機農業というふうに夢を描いております。ましてや滋賀県は
琵琶湖を抱えておりますので、自然に寄り添った農業を、自然に寄り添った私たちの日常
の暮らしということも目標に掲げておりますので、生産者とか流通の方にしてみれば非常
に難しい面もあると思いますが、そういった方向、自然に寄り添った暮らしの仕方、農業
の仕方というのを目標に掲げていってはどうかと思っております。

【増田会長】 ありがとうございます。岸辺委員さん。

【岸辺委員】 事務局にちょっと確認なんですけど、多分このJAS法がある限り、今
回の有機農法でつくりましたという表現は全くできないと思うんですね、JAS法違反で。
できないはずだと思うんですけど。できないということは、有機農法で作ったというこ
とを伝える方法は今はないのですね。だから、逆に行政のほうからJAS法の改正を申し出
て、何かしないと。この後ろのアンケートでは、買う値段は同等もしくは1割高までなら
買うという方が8割いらっしゃるということですよ。でも、店頭でただ単に2割高く売
っていても、何でこれが高いのかということが全く伝わらないと思いますが、この表現が
できないというのはJAS法上あっていますか。

【事務局】 有機農業推進法に基づいて栽培された農産物という、その「有機」という
言葉を表示して出荷流通させてはいけないということですから、JAS法に基づいてちゃ
んとした機関から登録を受けたものでなければ、「有機」と農産物に表示して流通させる
ことはできません。

【増田会長】 ありがとうございます。伊部委員さん、どうぞ。

【伊部委員】 私はお勤めもしていませんし、ほんとうに主婦といえば主婦なのかな
と思って、今皆さんの意見を聞いていたんですけども、確かに、アンケートには書いて
あるけれども、多分実際そうじゃないよなという感じが、これを見た感じでは私はしまし
た。毎日消費したいとかいうのがすごくかなりの割合で、ほぼ半数近くあるんですけど、
どうだろうというのがあります。私みたいに暇な主婦だったら、お店へ行って、例えばさ
っきありましたいろんな表示とかラベルを比較したりして買おうという時間もあるん
ですけど、そこまで興味がないという人もいますし、それからそれだけの時間を持ってない人が
多分今の世の中では多いんじゃないかなと思います。だから、私もなるべくいいことをし

たいなというのが基本にあるので、一体どの表示のものを買えば一番世の中に対していいことになるのかなというのをちょっと考えたときに、どれを買ったらいいかわからなくなるというのがまず1つ消費者の立場としてはあるし、それから価格の問題でも、多分これ、ほんとうにこんなに1割高までならとかいうふうに皆さん思っているのかなというのがあ。ちょっとでも安かったらそっちを買ってしまうし、どっちかという、それがどうつくられたかについて関心を持っている人というのは、みんないろんな情報が、テレビとかでこういうのがあるからというので、多分アンケートはきちんとかいうふうに答えてあると思うんだけど、実際に生活している中ではそういう行動をしていないんじゃないかなというふうに、アンケートの信憑性みたいなものも感じました。

【増田会長】 どなたか今、手を挙げていただいたのは、廣部委員さんですか。お願いします。

【廣部委員】 これは、国ははちゃめちゃなことを言っているなというふうに思っているんです、僕は。というのは、我々生産者は、転作も強いられています。米だけをつくれれば一番楽なんですけれど、米を生産する面積を限定されていますので、あとを遊ばせておくわけにもいかないしというので、麦や大豆や野菜にはそれなりの助成も出ますし、作付けします。麦や大豆というのは米以上に農薬を使わないと、おそらく大豆なんかは農薬をやらなかったらほとんど虫に食われてしまって、まともなものはとれないというような状況です。JAS法はたしかその圃場において2年、農薬、化学肥料をいっさい使わないというものしか取れないです。だから政府は、JAS法に変わって農薬を使ってやっても単年で生産するときには有機でやればいいですよということでこれを出してきているんじゃないかなというふうに思っているんです。我々は米以外のものをつくっていく場合、同じ場所ですと連作ということが、おそらく豆をやって、3年もやれば次は減収になってきますので、輪作というか移動して作付けしています。移動していれば絶対にJASは取れなくなってきましたし、そういう観点からこの制度をつくってきているんじゃないかなというふうに思われるんですけど、今皆さんおっしゃっているとおり、これから農家戸数が減っていく中で、一農家当たりが大規模な面積を抱えていくようになると、まだ代替の肥料は今ちょっと出つつありますが、除草剤や病害虫に効く農薬について、かなりのものが微生物であるとか益虫であるとか、そういうものを使ってということになると、かなりの技術進歩がないと、面積を処理していくことは不可能じゃないかなというふうに思います。

【増田会長】 ありがとうございます。大変いろんなご意見をいただきまして、時間も予定の時間になっているんですけども、一通りご意見をお聞きしたということで、今のご質問なりご意見について、事務局のほうで今の段階でお答えできることがあれば、今の段階で結構ですので、ご発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

【事務局】 1つは、表示の関係につきましては、先ほどから出ていますように、JASの認証を受けなければ農産物に「有機」と表示して流通販売はできないということは、国は絶えずそれは言っております。委員の方からおっしゃっていただいたように、有機農業推進法ができたんだから、もうちょっと有機農業推進法でできた農産物とかそういう表示にしたらどうかというのは強く農家側から要望はされているんですが、じゃあ、JAS法の趣旨にもとるといいでしょうか、JAS法がつけられた根底から考えると、やっぱりそういうふうなのはふさわしくないとか、そういういろんな議論が出ていまして、農水省としてもしっかりとした見解は出していないというのが現状です。

それから、1つ我々としてありがたいなと思っておりますのは、百四十何ヘクタールの、有機農業者を調べましたところ、ほとんどの方が、環境こだわり農産物認証も受けていただいているという実態があることがわかりました。それは県として大変ありがたいなと。ですから、県として、環境こだわり農産物認証を受けていただいているのか、このままでいいのか、それとも特段に、さらに有機農業者に対して何かするのかもしれないのかということを相当真剣に考えていかなければいけないと思っております。

それから、有機を進めるならやっぱり地域の有機資材でということをご提案いただきましたが、まさにそのとおりだと思うんですけども、なかなか畜産の堆肥などは、滋賀県としては多いように見えて、なかなか充足できる量がないようです。ですので、その畜産の堆肥、それから委員おっしゃっていただいたように、食物の残渣などそういうようなものも含めて地域循環を図っていくということが、ひとつ望ましい姿にはなるのかなということも考えています。

【増田会長】 ありがとうございます。少し私なりの感想を述べさせていただきますと、皆さん方から出していただいた問題、大きく分けると、表示の問題と、それから理念なり位置づけの問題という大きく2つに分かれるかなというふうに受けとめさせていただきました。特に表示につきましては、日本の有機JASが表示だけ先に決めて有機農業の推進について何も定めなかったという、非常に偏った制度として発足をしていることもあって、どうも非常に難しい状況があると思っております。ですから今回のように、推進法に基づ

く有機農業についてはどうやって表示できるんだということが逆に問題になっちゃうようなことになっていて、これは対応できることがあればしていくべきではないかなというふうに思います。

それからもう1つは、実は有機農業をどう位置づけるかという問題については、これからもこの審議会でご意見をいただかなきゃいけないと思うんですが、私の個人的な印象では、1つの事実として、ヨーロッパで有機農業が一番盛んな国はどこかという、オーストリアなんです。オーストリアの全農地面積に占める有機農業の割合が、たしか15%ぐらいなんです。その比率で順番に並べると、北欧諸国が比較的高いんです。ちょっと今正確な数字がないので、後でご確認いただければと思うんですが、ノルウェーとかああいった北欧諸国が比較的高くて、南に来るとイタリアが次で、1けた台、たしか7%ぐらいだったと思います。ですから、感覚から言うと、有機農業のウエートが高い国は、農業が弱い国です。要するに他国の農産物に対して自国の農業を守らなきゃいけない国が有機農産物の比率を高めていると、こういう動きが見られます。ですから、そういう意味ではおそらく日本の農業全体を考えたときに、有機農業なり有機農産物というのはそれなりに伸ばしていかなざるを得ない農産物なんだろうなというふうには思います。日本が農業が弱い国だという意味です。

それからもう1つ、理念について言うと、今回の有機農業推進法については、有機農業という形で安全で安心な農産物をつくり、かつ環境にも負荷をかけないような農産物をつくっている先進的な農業者がいるので、その人たちを支援しようというのが1つの論理だと思います。ですから、それをほかの農家の方に押しつけようとか画一的に進めようという趣旨ではないだろうと思います。そこで、先進的な経営を支援しつつ、そこで形成されてきた技術、先進的な技術などをほかの農家も利用するような形で客観的に評価をし、普及が可能な技術として確立をしていこうと、それを通じて普及をしていこうという論理だろうと思います。だから、今度は県が一律に基準をつくって、こういう基準をつくったから「さあ、やれ」というふうな計画にはおそろくないんじゃないかなと。むしろ、一方でやっぱり先進的に取り組んでおられる農業者をきちんと支援しながら、そこで形成された技術を一般で利用できるような形で客観化していくと、このあたりがポイントかなというふうに個人的には考えているところで、あまり画一的に進めると困るというご指摘はよくわかるので、そういう位置づけではないと私自身は受けとめているところです。これについては、ちょっと僕自身の理解の偏りもあるかもしれないんですけども、県の計画

をつくっていくときには、こだわりの制度との関係も含めて、位置づけ、運営の仕方についてはきちんとしたそれなりの整理をしていく必要があるというふうには思っているところでもあります。

ちょっと時間も過ぎましたので、特にこの件でどうしてもというご意見がなければ、次に進ませていただきたい。どうぞ、高島委員さん。

【高島委員】 質問を1つだけなんですけども、この有機農業の推進に関する基本的な方針ということの議論は次回もあるんですか。

【増田会長】 これはどうですか、事務局。

【事務局】 引き続き、議論をお願いしたいと思っています。

【増田会長】 来年度中ですから1年余りあるということですね。それでは、継続してあるということでご確認をいただいて、次に進みたいと思いますが、そのほか、委員の皆さんから、ご提案ないしご意見はございませんでしょうか。よろしいですか。

ちょっと私、気になっている点が1つだけあって、質問してもよろしいですか。

最近、県別の農業算出額のランキングが発表されて、滋賀県のランキングがまた下がったというふうに理解しているんですが、この点について何かコメントなりがございましたら、ちょっとお聞きしておきたいなと思ったんですが、いかがでしょうか。

【事務局】 ご承知のように、米の生産調整なり、それから価格が一定どうしても上昇機運でない、そういう状況の中で、特に滋賀県は42位ですけども、大体下位にランクされている県は、どちらかといいますと水田主体の県でございます。どうしても米の価格なり麦・大豆の生産量等に影響されますので、この点はむしろ橋本委員なり、それから岸部委員のほうからも、とにかく委員のほうから野菜あるいは付加価値の高い、そういった農業生産の取り組みをしっかりとってほしいという声をいつもいただいておりますので、何とか600億以上に向けて頑張っていきたいというように考えております。

【増田会長】 どうもありがとうございます。

それでは、これで、時間も大分回ってしまいました。皆さん方から貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。特に、有機農業につきましては、皆さんのご意見を参考にさせていただきながら、よりよい方向での取りまとめをしていただきたいと思います。

それでは、とりあえず議事は以上にさせていただきます、司会を終えさせていただきますと思います。どうもご協力ありがとうございました。

了